

浦安市規則第55号

浦安市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

浦安市建築基準法施行細則（平成25年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「指定及び定期報告」を「指定等」に改め、同条第2項の表政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）の項定期報告の時期の欄中「平成30年5月1日」を「令和8年5月1日」に改め、同表政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物の項定期報告の時期の欄中「平成29年8月1日」を「令和8年8月1日」に改め、同表政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）の項定期報告の時期の欄中「平成29年10月1日」を「令和7年10月1日」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により、同告示第1第1項第1号に掲げる建築物について、次の表のとおり、定期調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加する。

	調査項目	調査方法	判定基準
建 築 物 の 内 部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。 換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により 換気の妨げとなる物品が放置されていること。

			確認する。	
避 難 施 設 等	防煙壁（次 条第1項第 2号アに掲 げる排煙設 備に係るも のを除 く。）	可動式防煙 壁の作動の 状況	各階の主要な可 動式防煙壁の作 動を確認する。	可動式防煙壁 が作動しない こと。
	非常用の照 明装置（次 条第1項第 2号イに掲 げるものを 除く。）	非常用の照 明装置の作 動の状況	各階の主要な非 常用の照明装置 の作動を確認す る。	非常用の照明 装置が作動し ないこと。
		照明の妨げ となる物品 の放置の状 況	目視等により確 認する。	照明の妨げと なる物品が放 置されている こと。

第17条第1項第3号を次のように改める。

(3) 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

- ア 常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）
- イ 隨時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）

第17条第2項第2号の表政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた建築設備の項定期報告の時期の欄中「にあっては、平成29年5月1日」を「のうち、排煙設備に係るものにあっては、令和8年5月1日」に改め、同表政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備の項定期報告の時期の欄中「にあっては、平成28年8月1日」を「のうち、排煙設備に係るものにあっては、令和7年8月1日」に改め、同表政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供す

る建築物に限る。) に設けた建築設備の項定期報告の時期の欄中「にあっては、平成28年10月1日」を「のうち、排煙設備に係るものにあっては、令和7年10月1日」に改め、同項第3号の表政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた防火設備の項定期報告の時期の欄中「間」の次に「(省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、令和8年5月1日を始期とし、3年ごとの5月1日から末日までの間)」を加え、同表政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた防火設備の項定期報告の時期の欄中「間」の次に「(省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、令和7年8月1日を始期とし、3年ごとの8月1日から末日までの間)」を加え、同表政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物(法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた防火設備の項定期報告の時期の欄中「間」の次に「(省令第6条第1項に規定する検査の項目にあっては、令和7年10月1日を始期とし、3年ごとの10月1日から末日までの間)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する調査又は検査に適用し、同日前から引き続き行われている調査又は検査については、なお従前の例による。